

こどもの 居場所づくり 団体を支援します



市は、市内でこどもたちが安心して過ごせる居場所づくりを実施する団体へ運営費用を支援します。
詳細は市ホームページをご覧ください。

対象団体

- 自治会等地域団体
- NPO等市民活動団体
- 社会福祉法人等、定款、会則を有する団体

要件

小中学生を主な対象として、市内でこどもたちが安全・安心に過ごせる居場所づくりを実施すること

補助内容

こどもの居場所づくりの経費を補助します。

対象経費：消耗品費、印刷製本費、施設使用料など

こどもの居場所づくりにかかる経費

補助額：●施設の使用にかかる経費

1回あたり5千円まで（上限額：6万円/年）

●その他の経費

実施回数×1万円まで（上限額：12万円/年）

申請方法

大垣市子育て支援課へ必要書類を提出

提出書類は子育て支援課窓口で配布のほか、市ホームページからダウンロードできます。

事前にご相談のうえ、子育て支援課へ持参・郵送・Eメール等にてご提出ください。

どんな活動が対象になりますか？

小学校の放課後や休日等に、こどもたちが安心して過ごせる居場所づくりが対象になります。

例) 体験活動、学習支援、子ども食堂※、遊び支援、講座、
こどもたちが安心して過ごせる場所の提供・見守り など

※大垣市子ども食堂運営支援事業補助金の交付団体で、子ども食堂と同地区で実施する場合は対象外です。

補助金の対象経費はどんなものがありますか？

講師への報償費や、鉛筆、画用紙などの消耗品費、食材費、チラシ作成費、施設の使用料など、こどもの居場所づくりにかかる経費が対象になります。
対象経費について不明な点は子育て支援課までご相談ください。

実施回数などの制約はありますか？

年間何回以上などの条件は設けておりません。

年に数回の実施や、夏休み・春休みなどの長期休みのみの実施も可能です。



【お問い合わせ先】

大垣市こども未来部子育て支援課

〒503-8601 大垣市丸の内2丁目29番地

TEL : 0584-47-7064 FAX : 0584-82-2912